

- 原子力損害賠償紛争審査会が、4月28日、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の判定等のための指針として策定。
- 被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定。
- 第一次指針は、政府指示等に伴う損害について、考え方を示すもの。
- 第一次指針の対象とされなかった損害については、今後検討を行い、順次指針を策定。

地域的分類

時間的分類

	I 避難指示 (20km圏内)、屋内退避指示 (20~30km圏内)、計画的避難区域等	II 航行危険区域 (30km圏内)	III 出荷制限等区域	IV 指示・制限等の対象外地域
事故発生〜指示・制限等の期間	(1) 避難費用 ・避難に伴う費用(交通費、宿泊費等) (2) 営業損害(農林水産業、製造業等事業一般) ・営業、取引等の減収分 ・商品廃棄費用、拠点の移転費等の追加的費用 (3) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収 (4) 財物価値の喪失又は減少等 (5) 検査費用(人、物) ・放射線被ばくの検査費用 ・商品の汚染検査費用 (6) 生命・身体的損害 ・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等	(1) 営業損害 (漁業者、海運業者、旅客船事業者等) ・操業困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収	(1) 営業損害 (農林漁業者等) ・出荷、販売困難による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等	(1) 避難費用 (2) 営業損害 (農林水産業、商工業、観光業等) (3) 検査費用(物) 等
指示・制限解除後	(1) 帰還費用 (2) 検査費用(人、物) (3) 財物価値の喪失又は減少等 (4) 営業損害 等	(1) 営業損害 (2) 検査費用(物) 等	(1) 営業損害 (2) 検査費用(物) 等	今後検討

※今後、更なる検討が必要な項目
 ・精神的損害(長期避難に伴う精神的苦痛の判定基準や算定要素)
 ・迅速な賠償のための支払い方法(標準単価設定等)
 ・地方公共団体の財産的被害 等

※対象となる出荷制限等の範囲
 ・政府の出荷制限指示
 ・地方公共団体等が合理的な理由に基づき行う自粛要請

今後検討

今後検討